

亀山市告示第125号

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等副食費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、物価高騰が続く中、献立内容を維持することが困難な状況にある民間保育所等に対し、副食費を補助することで、児童に栄養バランスの取れた安全で安心な給食を安定的に提供し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「民間保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置したものをいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市民間保育所等副食費補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に民間保育所等を有し、かつ、事業活動を営む事業者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、令和5年9月から令和6年3月までのそれぞれの月の初日における補助金の交付申請に係る民間保育所等の入所児童（副食費が免除されている児童を除く。）の数の合計に200円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、令和6年3月29日までに、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第3条に規定する補助金等交付申

請書に入所児童数調書（別記様式）を添付し、市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（失効）

2 この告示は令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第6条関係）

入所児童数調書

施設名 _____

入所児童数（（ ）内は、うち副食費免除児童数）

（人）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3歳児	()	()	()	()	()	()	()	()
4歳児	()	()	()	()	()	()	()	()
5歳児	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()

備考 令和5年9月から令和6年3月までのそれぞれの月の初日の児童数を記入すること。